

平成22・09・10四国第18号
平成 2 2 年 9 月 3 0 日

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく四国経済産業局長の処分に
係る審査基準等について

四国経済産業局長 加藤 元彦

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「法」という。）に基づく四国経済産業局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準は、次のとおりとする。

なお、平成11年3月31日付け11四通環第80号（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく四国通商産業局長の処分に係る審査基準等について）は、廃止する。

第1 申請に対する処分

審査基準

（1）法第7条第5項に基づく特定事業者の指定の取消し

法第7条第5項に基づく特定事業者の指定の取り消しは、同条第4項に基づく特定事業者の申出において、当該事業者が事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が同条第1項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

最近の一年度における原油換算エネルギー使用量

当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

（2）法第19条第4項に基づく特定連鎖化事業者の指定の取消し

法第19条第4項に基づく特定連鎖化事業者の指定の取り消しは、同条第3項に基づく特定連鎖化事業者の申出において、当該事業者が連鎖化事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第1項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

最近の一年度における原油換算エネルギー使用量

当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第 7 条の 4 第 3 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し

法第 7 条の 4 第 3 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定の取り消しは、同条第 2 項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場等で事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当該工場等における当年度の原油換算エネルギー使用量が令第 2 条の 2 に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

最近の一年度における原油換算エネルギー使用量

当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(4) 法第 1 7 条第 3 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し

法第 1 7 条第 3 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取り消しは、同条第 2 項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場等で事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当該工場等における当年度の原油換算エネルギー使用量が令第 6 条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

最近の一年度における原油換算エネルギー使用量

当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(5) 法第 6 1 条第 4 項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第 6 1 条第 4 項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第 3 項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第 1 0 条第 1 項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第 2 項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

最近の一年度における輸送量

当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第 2 不利益処分

処分基準

(1) 法第 7 条第 1 項に基づく特定事業者の指定

法第 7 条第 1 項に基づく特定事業者の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第 2 条第 1 項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第 1 9 条第 1 項に基づく特定連鎖化事業者の指定

法第 1 9 条第 1 項に基づく特定連鎖化事業者の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第 2 条第 1 項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第 7 条の 4 第 1 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定

法第 7 条の 4 第 1 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第 2 条の 2 に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(4) 法第 1 7 条第 1 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定

法第 1 7 条第 1 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第 6 条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(5) 法第 6 1 条第 1 項に基づく特定荷主の指定

法第 6 1 条第 1 項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第 1 0 条第 2 項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。